

令和8年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

令和8年5月1日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 1時25分

◎出席議員（14名）

1番	佐藤利奈	2番	東原勇二
3番	秋葉泰輔	4番	小室 悟
5番	佐々木 豊	6番	大橋 誠
7番	高木 洋一	8番	堀江 清一
9番	青木 敏久	10番	矢板 清枝
11番	小堀 道和	12番	相馬 正典
13番	渋井 由放	14番	平塚 英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川 俣 純 子
副市長	熊 倉 精 介
教育長	内 藤 雅 伸
会計管理者兼会計課長	木 曾 賢 治
総合政策課長	関 雅 人
まちづくり課長	星 貴 浩
総務課長	平 山 茂 樹
税務課長	川 俣 謙 一
市民課長	永 島 一 広
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	草 分 知賀子
農政課長	小 口 正 一
商工観光課長	高 野 成 彰
建設課長	菊 池 章 夫
都市整備課	松 鳥 和 行
上下水道課長	石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

大 塚 勇 人

○議事日程

日程 第 1 仮議席の指定について（臨時議長提出）

日程 第 2 選挙第1号 議長の選挙について（臨時議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程第 1 議席の指定について（議長提出）

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）

追加日程第 3 会期の決定について（議長提出）

追加日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙について（議長提出）

追加日程第 5 報告第2号 常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第10 報告第7号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）

追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）

追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について）（市長提出）

追加日程第15 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○臨時議長（小堀道和） ただいま出席している議員は14名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係職員等の出席を求めていますので、御了解願います。

なお、市長以下関係職員等につきましては、市執行部提出議案の審議から出席いたしますので、併せて御了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（小堀道和） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を仮議席と指定いたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（小堀道和） 日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。お願いします。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会臨時議長 小堀道和。

以上でございます。

○臨時議長（小堀道和） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小堀道和） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小堀道和） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長により指名することに決定いたしました。

議長に、12番相馬正典議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました相馬議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小堀道和） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号については、ただいま指名しました相馬議員が議長に選出されました。

ただいま議長に当選されました相馬議員が議場におられますので、那須烏山市議会会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました12番相馬正典議員の議長就任の挨拶の発言を許可します。

12番相馬正典議員。

〔12番 相馬正典 登壇〕

○12番（相馬正典） 皆さん、改めましておはようございます。当選をいただきまして、ありがとうございます。身に余る光栄であり、身の引き締まる思いでございます。これからは本市のさらなる発展のために、皆さんと心をつなげて取り組んでまいります。

本市には、先ほど申し上げましたが、庁舎問題をはじめ、病院の問題とか、多くの課題があります。これらの課題を解決するためには、議会と執行部が互いに知恵を出し合い、協力して進んでいくことが必要であります。私はその調整役として公平公正な立場を貫き、円滑な議会運営を全力で努める覚悟であります。皆様とともに本市がよりよい方向へ前進できるよう、誠心誠意努力してまいります。

どうか皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小堀道和） それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 降壇〕

〔議長 着席〕

○議長（相馬正典） それでは、会議を進めます。

本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。これより日程を追加して議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認め、日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 06 分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程及び議案書を配付いたします。

（追加議事日程・議案書配付）

○議長（相馬正典） それでは、追加議事日程を事務局長に朗読させます。お願いします。

○議会事務局長（菊地唯一） 追加議事日程（第 1 号）。令和 8 年第 3 回那須烏山市議会 5 月臨時会（第 1 日）。追加日程第 1 議席の指定について（議長提出）。追加日程第 2 会議録署名議員の指名について（議長提出）。追加日程第 3 会期の決定について（議長提出）。追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について（議長提出）。追加日程第 5 報告第 2 号 常任委員会委員の選任について（議長提出）。追加日程第 6 報告第 3 号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）。追加日程第 7 報告第 4 号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）。追加日程第 8 報告第 5 号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）。追加日程第 9 報告第 6 号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）。追加日程第 10 報告第 7 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）。追加日程第 11 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）。追加日程第 12 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）。追加日程第 13 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）（市長提出）。追加日程第 14 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について）（市長提出）。追加日程第 15 議案第 3 号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）。

以上でございます。

◎追加日程第 1 議席の指定について

○議長（相馬正典） それでは、追加日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、那須烏山市議会会議規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、議長において指定いたしま

す。議席については、現在着席している議席のとおり指定いたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（相馬正典） 続きまして、追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、那須烏山市議会会議規則第87条の規定に基づき、議長において

1 番 佐藤利奈議員

2 番 東原勇二議員を指名いたします。よろしくお願いします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（相馬正典） 続きまして、追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（相馬正典） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会 議長 相馬正典。

以上でございます。

○議長（相馬正典） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時19分

○議長（相馬正典） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、11番小堀道和議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小堀議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小堀道和議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小堀道和議員が議場におられますので、那須烏山市議会会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました11番小堀道和議員の副議長就任の挨拶の発言を許可します。

〔11番 小堀道和 登壇〕

○11番（小堀道和） 改めまして、皆さん、こんにちは。今、副議長を拝命いたしました。どうもありがとうございました。

挨拶というか、今かなり力を入れて私の思いを述べましたので、皆さんと一緒に、本当にこの町をよくしたい、やはり元気な町にしたい、みんな未来に明るい兆しが見えるような、そんなまちづくり、皆さんと一緒にやっていきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

当選ありがとうございました。

○議長（相馬正典） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時27分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 報告第2号 常任委員会委員の選任について

○議長（相馬正典） 追加日程第5 報告第2号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第2号 常任委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

総務企画常任委員会委員 佐藤利奈、東原勇二、相馬正典、平塚英教。

文教福祉常任委員会委員 秋葉泰輔、大橋誠、矢板清枝、小堀道和、渋井由放。

経済建設常任委員会委員 小室悟、佐々木豊、高木洋一、堀江清一、青木敏久。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 常任委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり各常任委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（相馬正典） 追加日程第6 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第3号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。各常任委員会において那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

総務企画常任委員会委員長 平塚英教。副委員長 東原勇二。

文教福祉常任委員会委員長 渋井由放。副委員長 大橋誠。

経済建設常任委員会委員長 堀江清一。副委員長 小室悟。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 各常任委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、各委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時53分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（相馬正典） 次に、追加日程第7 報告第4号 議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第4号 議会広報委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会広報委員会委員を選任したので、次のとおり報告する。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

議会広報委員会委員 佐藤利奈、東原勇二、秋葉泰輔、小室悟、佐々木豊、大橋誠、堀江清一、小堀道和。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 議会広報委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（相馬正典） 追加日程第8 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第5号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

議会広報委員会委員長 小堀道和。副委員長 秋葉泰輔。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 議会広報委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時31分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（相馬正典） 次に、追加日程第9 報告第6号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第6号 議会運営委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

議会運営委員会委員 佐々木豊、高木洋一、堀江清一、青木敏久、小堀道和、渋井由放、平塚英教。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 議会運営委員会委員の選任につきましては、那須烏山市議会委員会設

置及び運営条例第 6 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項の規定に基づき、議長が指名することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり選任いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 45 分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第 10 報告第 7 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（相馬正典） 追加日程第 10 報告第 7 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第 7 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第 11 条第 2 項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。令和 8 年 5 月 1 日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

議会運営委員会委員長 青木敏久。副委員長 高木洋一。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 議会運営委員会委員長及び副委員長につきましては、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

◎追加日程第 11 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（相馬正典） 次に、追加日程第 11 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第 3 号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組規約第 6 条の規定に基づき、議員の選挙を行うものとす

る。令和8年5月1日提出。那須烏山市議会議長 相馬正典。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 本件は、南那須地区広域行政事務組合規約に基づき、組合議会議員の選挙を行うものであります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員については、次の6名を指名いたします。

7番高木議員、8番堀江議員、9番青木議員、12番、私、相馬です、13番渋谷議員、14番平塚議員。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました6名を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいま指名しました議員を選挙の当選人と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（相馬正典） 追加日程第12 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題とします。

なお、以降の議案書の朗読につきましては、那須烏山市議会会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和7年12月9日午前9時50分頃、那須烏山市神長的那須烏山消防署敷地内において、運転業務を委託している荒川小学校スクールバスが駐車する際、後方のフェンスに接触をしてしまい、フェンスと柱を曲げ、損害が発生した事故であり、このたび損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

損害賠償額はフェンスの修理代であり、損害額16万600円に市の過失割合100%を乗じた16万600円を市が支払うことになりましたので、御報告を申し上げます。

○議長（相馬正典） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件ではございますが、この際、質疑があれば、これを許します。質疑はございませんか。

13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） まず、消防署にスクールバスが行ったということなんだと思うんですが、何か消防署見学とか、そういう理由で行ったんでしょうね、きっと。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

この12月9日につきましては、小学3年生の社会科見学ということで消防署を訪れた、その際の事故ということになります。

以上でございます。

○議長（相馬正典） 13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） 社会科見学で、スクールバスで行って、たまたま、私なんかよくあるんですけど、ぶつけるのは。十分留意していただくようお願いするとともに、子どもたち、社会科見学でぶつかったのを見たというのは芳しくないかなと、こういうふうに思いますけど、今後十分気をつけてもらうようにお願いします。

○議長（相馬正典） ほかに。

14番平塚英教議員。

○14番（平塚英教） 専決処分の損害賠償の額の決定及び和解の内容については分かったんですけども、この損害賠償額については、簡単に言うと、市町村会加入の共済保険か何かで対応されているんでしょうか。確認しておきたいと思います。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちらにつきましては、全国町村会、自動車損害共済、対物対人無制限、車両保険、400万円というものに加入してございます。

以上となります。

○14番（平塚英教） 了解。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） 16万と600円の修理費がかかったということなんですけども、その修理の内容というのは、どのような修理の内容だったか教えてください。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちらにつきましては、フェンスの柱、フェンスの一部が傾いてしまったというところでございますので、そちらの原状回復という形になります。

○議長（相馬正典） 8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） その柱を交換したのか、あと、フェンスの網も交換したのか、そういうところをちょっと分かればと思って。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 柱の交換と、そのフェンスの取替え、そういった内容になってございます。

○議長（相馬正典） 8番堀江清一議員。

○8番（堀江清一） その写真を見ましたが、その件です。市民感覚ですけども、これはちょっと引っ張って直せば非常に原状回復できているんじゃないかねえのかなと思います。保険を使って、市に負担はないということでございますが、ある程度そういう臨機応変さというのは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） こちらは、事故後の処理につきましては保険会社のほうの対応にお任せしているというところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（相馬正典） ほかに。

11番小堀道和議員。

○11番（小堀道和） ちょっと確認なんですけども、今、スクールバスとか、こんなバスの運転手が、本当に高齢者が多いので、この辺の方の対応というか、この辺というのは何か考えたほうがいいのかという事案だと思うんですけども、その辺どんなふうに考えているか教えてください。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 今回の事故につきましては、委託しているということですので、あくまで委託先の運転手ということになりますが、そちらの委託先のほうでは毎年運転手に安全運転講習、これはさせているという確認を取っております。

以上となります。

○議長（相馬正典） 11番小堀道和議員。

○11番（小堀道和） 僕のほうの質問は、そういうことよりも、年齢の関係で何か特別なものというのはやっぱり必要なのかなという気がするので、その辺に関しては、委託ばかりじゃなくて、当然直接のやつもあるので、その辺の心配があるので、どうかなという質問なので、それに対する見解を教えてください。

○議長（相馬正典） 大丈夫ですか。平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 年齢ごとという対応ではないんですが、当然、市役所職員、交通事故には全員で気をつけるというような取組をしております、仮にこういった事故があったような場合につきましては、再教育講習、そういったものを受けさせるなど、再発防止には徹底しているところでございます。

以上となります。

○議長（相馬正典） 11番小堀道和議員。

○11番（小堀道和） いいです。

○議長（相馬正典） 大丈夫ですか。

○11番（小堀道和） はい。

○議長（相馬正典） 10番矢板清枝議員。

○10番（矢板清枝） 修理に関してはフェンスと支柱ということだったんですが、スクールバスは痛手はなかったんでしょうか。その確認をさせてください。

○議長（相馬正典） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） スクールバスのほうはバンパーの塗装が少し剥げたという程度ということで、こちらにつきまして特段修理をしてございません。

以上となります。

○議長（相馬正典） 大丈夫ですか。

○10番（矢板清枝） はい。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに質疑がないようですので、報告第1号は報告のとおりであります。御了解願います。

◎追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）

○議長（相馬正典） 追加日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）を議題とします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年度の税制改正により、令和8年3月31日に地方税法等が一部改正されたことに伴い、同年4月1日から施行される部分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、那須烏山市税条例の一部改正を同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、個人市民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和12年度まで延長したほか、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例の適用期限を令和11年度まで延長したものであります。固定資産税につきましては、バリアフリー工事が行われた特別特定建物について、新たな減額をする措置を講じるものであります。軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割が令和7年度をもって廃止となったことに伴う関係規定の整理を行ったほか、燃費性能に優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くするグリーン化特例の適用期限を令和9年度まで延長したものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（相馬正典） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

13番 渋井由放議員。

○13番（渋井由放） 今まで軽自動車税といいますか、種類によって違ったのが一本化になりましたということなんだと思うんですけども、そうすると、当市はどのような影響、影響というか、収入が増えるとか、収入が減るとか、軽自動車税というのは市に入るものですよ。その辺ちょっと示していただければと思います。

○議長（相馬正典） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 軽自動車税が一本化になったことによる税収への影響についてお答えいたします。

軽自動車税環境性能割が令和7年度をもって廃止されたことにより、税収が見込めなくなったことが市税の税収に大きく影響するところでございます。

参考に、令和7年度の軽自動車税環境性能割の税収はほぼ確定しておりまして、910万3,500円となる見込みでございます。令和6年度決算は779万2,000円、令和5年度決算は631万1,500円、令和4年度決算額は810万8,700円、以上のような税収が市税として減収となります。

ただし、軽自動車税環境性能割廃止による地方税の減収分は、国の責任において安定財源を確保すると言われておりまして、令和8年度の減収分については、地方特例交付金により補填されるところでございます。既に令和8年度地方特例交付金の概算交付が歳入されておりますが、そのうち軽自動車税環境性能割減収補填としましては、357万円の交付済みとなっております。

以上です。

○13番（渋井由放） 了解しました。

○議長（相馬正典） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について）

○議長（相馬正典） 続きまして、追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について）を議題といたします。

本案について、市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年3月31日に地方税法施行令が一部改正されたことに伴い、同年4月1日から施行される部分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正を同年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条例第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、令和8年度から新たに課税する子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円に定めるとともに、基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げるほか、物価上昇の影響で保険税の軽減対象世帯の範囲が縮小しないよう、保険税が5割軽減・2割軽減となる世帯の所得判定基準を見直すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（相馬正典） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加日程第14 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険税条例等の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎追加日程第15 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（相馬正典） 続いて、追加日程第15 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題とします。

ここで、10番矢板清枝議員の退席を求めます。

〔10番 矢板清枝 退席〕

○議長（相馬正典） 市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市議会議員の改選に伴い、新たな議員を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

このたび、市議会から矢板清枝氏を選任いたしたく御提案します。

矢板氏は、経済建設常任委員会委員長や、那須烏山市議会議員副議長の要職を務められ、議会運営に通じ、人格が高潔で、市の財政管理、経営等管理、行政運営に関し、優れた識見を有する方であります。

温厚篤実で人格識見ともに監査委員にふさわしい矢板氏に本市の監査委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（相馬正典） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は議会からの選出の人事案件ですので、本案に対する質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

少々お待ちください。

では、一旦休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時23分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き再開いたします。

直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） よって、本案に対する質疑・討論を省略し、採決いたします。

追加日程第15 議案第3号 那須烏山市監査委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（相馬正典） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

10番矢板清枝議員の入場を許可します。

〔10番 矢板清枝 入場〕

○議長（相馬正典） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

○議長（相馬正典） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上でこの臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日開催されました令和8年第3回那須烏山市議会5月臨時会は、議会改選後、最初の議会であります。

本臨時会は、正副議長及び各常任委員会委員等の選任のほか、市長から提出されました議案につきまして慎重に審議を尽くされ、ここに全部の審議を終了することができました。各位の御協力に対して、深く敬意を表するところでございます。

私も新議長として円滑な議会運営のため努力してまいりたいと考えているところでございます。今後とも特段の御支援、御協力を賜りたくお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（相馬正典） これで令和8年第3回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

〔午後 1時25分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年7月27日

臨時議長 小堀道和

議長 相馬正典

署名議員 佐藤利奈

署名議員 東原勇二